

令和6年6月5日

土木部監理課
担当：長・北村
内線：5010
外線：076-225-1712

建設業法第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消し命令について

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社米木工務店	代表者氏名	米木 千恵子
主たる営業所の所在地	石川県羽咋郡志賀町堀松卯の12番地		
許可番号	石川県知事 (般-3)第4006号	許可を受けている建設業の種類	土／と／石／管／舗／し／ 水／解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年6月5日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号		
処分の内容（許可の取消し）			
建設業法第29条第1項第2号に基づく建設業許可の取消し (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業許可の取消し)			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
株式会社米木工務店の役員は、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項および同法第198条の罪により、令和6年4月25日に金沢地方裁判所において、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、5月10日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			